

○岡山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する規則

平成29年2月28日

市規則第13号

改正 平成30年3月26日市規則第53号

平成30年9月28日市規則第203号

令和3年3月25日市規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び岡山市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成29年市規則第12号。以下「実施規則」という。）に定めるもののほか、本市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における第1号訪問事業及び第1号通所事業を行う者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法、省令及び実施規則で使用する用語の例による。

(指定を行う事業の種類及び内容)

第3条 指定事業者の指定を行う事業の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 第1号訪問事業

ア 介護予防訪問サービス

指定事業者により、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）と同等の基準で実施するサービス

イ 生活支援訪問サービス

指定事業者により、旧介護予防訪問介護の人員等の基準を緩和して実施するサービス

(2) 第1号通所事業

ア 介護予防通所サービス

指定事業者により、整備法による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）と同等の基準で実施するサービス

イ 生活支援通所サービス

指定事業者により、旧介護予防通所介護の人員等の基準を緩和して実施する短時間サービス

（指定事業者の指定）

第4条 市長は、法第115条の45の5第1項に規定する申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定をしない。

- (1) 申請者が、法人でない場合
- (2) 申請者である法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）又は当該申請に係る事業所を管理する者が、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員と認められる者であるとき。
- (3) 当該申請に係る事業者の指定によって、岡山市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超えることとなると認めるとき。
- (4) 申請者が、岡山市指定第1号訪問事業の内容、実施方法、基準等を定める規則（平成29年市規則第14号）及び岡山市指定第1号通所事業の内容、実施方法、基準等を定める規則（平成29年市規則第15号）に従って適正な第1号事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (5) 申請者が、法第70条第2項第4号から第5号の3までの規定のいずれかに該当する者であるとき。
- (6) 申請者又は申請者と密接な関係を有する者（法第70条第2項第6号の3に規定する申請者と密接な関係を有する者をいう。）が、法第77条第1項、第78条の10、第115条の9第1項、第115条の35第6項又は第115条の45の9の規定により、指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していない

者であるとき。

(7) 申請者が、法第76条第1項、第78条の7第1項、第115条の7第1項、第115条の35第3項又は第115条の45の7第1項の規定による検査又は調査が行われた日から当該検査又は調査に基づく法第77条第1項、第78条の10、第115条の9第1項、第115条の35第6項又は第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分又は処分をしないことを決定する日までの間に法第75条第2項、第78条の5第2項若しくは第115条の5第2項又は省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(8) 申請者が、当該申請前5年以内に法第23条に規定する居宅サービス等又は第1号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(9) 申請者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められるものを含む。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人が、第5号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

(指定の期間)

第5条 省令第140条の63の7の規定により市が定める期間は、6年とする。ただし、6年を超えない範囲の期間の指定の申請があったときは、当該期間の指定又は更新をすることができる。

(指定の申請及び更新)

第6条 法第115条の45の5第1項（法第115条の45の6第4項の規定において準用する場合を含む。）に規定する申請は、岡山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定（更新）申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

2 法第115条の45の6第1項の指定の更新の申請は、当該指定の有効期間の満了の日の前月末日までに行わなければならない。

(変更の届出等)

第7条 指定事業者は、次に掲げる事項に変更があったときは、その変更があった日から10日以内に、岡山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（1） 事業所の名称及び所在地

（2） 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

（3） 申請者の登記事項

（4） 事業所の平面図（各室の用途を明示したものに限る。）及び設備の概要

（5） 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者又は訪問事業責任者（サービス提供責任者又は訪問事業責任者は、第1号訪問事業を行う指定事業者に限る。）の氏名、生年月日、住所及び経歴

（6） 運営規程

（廃止等の届出）

第8条 指定事業者は、総合事業を廃止し、又は休止しようとするときは、岡山市介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止届出書（様式第3号）をその廃止又は休止の日の1月前までに市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、前項の規定による総合事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該総合事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、第1号事業を行う事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

3 指定事業者は、当該総合事業を再開したときは、再開した日から10日以内に、岡山市介護予防・日常生活支援総合事業再開届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（添付書類）

第9条 第6条から前条までに規定する申請書及び届出書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（指定事業者情報の提供）

第10条 市長は、指定事業者の指定若しくは指定の更新をし、又は第7条若しくは第8条の規定による届出を受けたときは、岡山県に対して、当該指定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定（更新又は変更を含む。）、廃止、休止又は再開の年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 事業所番号
- (7) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) その他市長が必要と認める事項  
(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（平成30年市規則第53号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年市規則第203号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和3年市規則第47号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

岡山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定 (更新) 申請書

年 月 日

岡 山 市 長 様

申請者  
所在地  
法人名称  
代表者氏名

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定 (更新) を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ							
	名 称							
	主たる事務所所在地	(郵便番号 ー ) 岡山市 区						
	申請者連絡先	電話番号				FAX番号		
	法人の種類別				法人所轄庁			
	代表者の職名・氏名・生年月日	職 名	フリガナ			生年月日		
			氏 名					
代表者の住所	(郵便番号 ー ) 岡山市 区							
申請する事業所等	フリガナ							
	名 称							
	所在地又は開設の場所	(郵便番号 ー ) 岡山市 区						
	連絡先	代表電話番号				FAX番号		
同一敷地内で行う事業の種類	第1号事業		実施事業	指定の申請をする事業等の事業開始予定年月日	希望する有効期間満了日	現に指定 (更新) を受けている事業等		備 考
						指定 (更新) 年月日	有効期間満了日	
			介護予防訪問サービス					
			生活支援訪問サービス					
			介護予防通所サービス					
			生活支援通所サービス					
			訪問介護					
		通所介護						
		地域密着型通所介護						
介護保険事業者番号								

#### 備考

- 1 「法人の種別」欄は、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記載してください。
- 2 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 3 「実施事業」欄は、今回申請する事業に該当する欄には「◎」、現に指定等を受けている事業に該当する欄には「○」を記載してください。
- 4 「指定の申請をする事業等の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に指定の申請に係る事業等の開始予定年月日を記載してください。（更新の申請をする場合は、記載しないこと。）
- 5 「現に指定（更新）を受けている事業等」の「指定（更新）年月日」欄は、指定事業者として指定（更新）された年月日を記載してください。
- 6 「現に指定（更新）を受けている事業等」の「有効期間満了日」欄は、更新の申請に係る事業等について現に受けている指定（更新）の有効期間の満了の日を記載してください。（指定の申請をする場合は、記載しないこと。）
- 7 「介護保険事業所番号」欄は、現に指定等を受けている場合に記載してください。

※申請書提出の際には、このページの印刷・添付は不要です。

岡山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書

年 月 日

岡 山 市 長 様

届出者

所在地

法人名称

代表者氏名

岡山市介護予防・日常生活支援総合事業に関し、指定を受けた事項を変更したので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

		事業所番号	3	3											
指定内容を変更した事業所		名称 ----- 所在地 (開設場所)													
サービスの種類															
変更があった事項		変更の内容													
1	事業所の名称	(変更前)													
2	事業所の所在地 (開設場所)														
3	申請者 (開設者) の名称														
4	申請者 (開設者) の主たる事務所の所在地														
5	代表者の氏名, 生年月日, 住所及び職名														
6	申請者 (開設者) の登記事項	(変更後)													
7	事業所の平面図及び設備の概要														
8	管理者の氏名, 生年月日及び住所														
9	サービス提供責任者又は訪問事業責任者の氏名, 生年月日, 住所及び経歴 (第1号訪問事業に限る。)														
10	運営規程														
変 更 年 月 日		年 月 日													

備考 1 該当項目番号に ○ を付してください。  
2 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第3号（第8条関係）

岡山市介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止届出書

年 月 日

岡 山 市 長 様

届出者  
所在地  
法人名称  
代表者氏名

岡山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者としての事業の廃止等について次のとおり届け出ます。

事業所番号																				
廃止（休止）する事業所	名称																			
	所在地																			
廃止，休止の別	廃 止 ・ 休 止																			
廃止（休止）する事業の種類																				
廃止（休止）する年月日	年 月 日																			
廃止（休止）する理由																				
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置																				
休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日																			

- 備考 1 廃止し，又は休止する日の1月前までに届け出てください。  
2 「休止予定期間」欄は，事業を休止する場合に記載してください。

様式第4号（第8条関係）

岡山市介護予防・日常生活支援総合事業再開届出書

年 月 日

岡 山 市 長 様

届出者  
所在地  
法人名称  
代表者氏名

岡山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者としての事業の再開について次のとおり届け出ます。

事業所番号																				
再開した事業所	名称																			
	所在地																			
再開した事業の種類																				
再開した年月日	年 月 日																			

備考 当該事業に係る従業員の勤務体制一覧及び関連する書類を添付してください。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)